

## アルコール健康障害対策基本法に関する滋賀県の取り組み

### ■目的

酒類が県民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が県民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となる。また、アルコール健康障害は、本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や重大な社会問題にも密接に関連している。

このため、今後、県ではアルコール健康障害対策にかかる県計画の策定に向けて検討を行う。

### ■アルコール健康障害とは

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう

### ■国の動き

アルコール健康障害対策関係者会議において計画策定に向けて検討中。

平成28年6月を目処にアルコール健康障害対策推進基本計画策定予定。

(各都道府県において平成32年までに計画策定の努力規定)

### ■県の動き

#### 平成27年度「アルコール健康障害対策推進連絡会議」の設置・開催

【目 的】現状共有と今後の検討の方向性の整理

【開催日】平成28年3月7日(月)

【構成メンバー】県内関係機関(内科医・精神科医・当事者団体等)・庁内関係局課(教育委員会・警察本部・健康福祉部内局課)

【内 容】○実務担当者による現状の情報共有

・法律の考え方の共有

・各関係機関における現状と課題の共有

○課題の抽出

○検討の方向性の整理

## 平成28年度「アルコール健康障害対策推進会議」の設置・開催

【目的】アルコール健康障害対策における県の現状と課題の検討  
都道府県計画策定に向けた検討

【構成メンバー】医療関係者（精神科・内科）、当事者団体（断酒会・AA）、  
医師会、日本精神科看護協会、教育関係者（高校・大学）、酒造酒販  
関係者、保健所・市町代表、学識経験者等

【内容】○情報収集・分析  
○現状と課題の整理  
○今後の方向性・具体的方策の検討

【方向性】平成29年度に改定作業を行う「健康いきいき2.1健康しが推進プラン」の改正案と整合性を図りつつ推進計画策定を検討

### ■現在の取組

○「健康いきいき2.1 ～健康しが推進プラン～」(平成25年3月策定)

【計画期間】平成25年度～29年度

【根拠法令】健康増進法

【目標および目標値】

|    | 目標項目                                                                   | 現状                                                  | 目標(H34)             |
|----|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------|
| 飲酒 | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人<br>(一日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上<br>女性20g以上の人)の割合の減少 | 男性 21.8% ・ 女性 5.8%<br>H21 健康栄養マップ                   | 男性 18.5%<br>女性 5.0% |
|    | 未成年者の飲酒をなくす                                                            | (15～19歳の飲酒者の割合)<br>男性 9.2% ・ 女性 7.2%<br>H21 健康栄養マップ | 0%                  |
|    | 妊娠中の飲酒をなくす                                                             | 妊娠中の飲酒 2%<br>H26 調査                                 |                     |

### ○県の具体的取組

- ① 精神保健福祉法に基づく保健所における相談指導や普及啓発等の実施
- ② 精神保健福祉センターにおける特定相談や普及啓発、人材育成等の実施